令和６年１月

産前産後期間の国民健康保険料免除について

国民健康保険における子育て世帯の経済的負担の軽減を図る観点から、令和６年１月より、出産した被保険者（組合員又は家族）について、産前産後期間（出産月の前月から、出産月の翌々月までの４ヶ月間【多胎出産の場合は６ヶ月間】）における国民健康保険料の軽減（免除）措置を実施することになりました。

１．対象になる方

・令和５年 11 月１日以降に出産した当組合の被保険者（組合員又は家族）

※「出産」とは、妊娠 85 日（4 ヶ月）以上の分娩を指し、死産、流産（人工妊娠中絶を含む）及び早産の場合も対象になります。

２．免除する保険料について

・出産した方の保険料（医療分【前期納付金分含む】、後期支援金分、介護分）

※令和５年度は、産前産後期間のうち令和６年１月以降の期間の分だけ、保険料が免除になります。

例１）令和５年 11 月に出産した場合は、令和６年１月分のみ免除（10～12 月は対象外）

例２）令和６年１月に出産した場合は、令和６年１～3 月分のみ免除（12 月は対象外）

３．免除する期間について

・単胎出産の場合は、出産月の前月から出産月の翌々月まで → ４ヶ月間

・多胎出産の場合は、出産月の３ヶ月前から出産月の翌々月まで → ６ヶ月間

４．免除方法について

・組合員から「届出書」を提出していただいた後、組合で出産した事実を確認します。出産後２ヶ月を経過した後に、４ヶ月分（又は６ヶ月分）の保険料をまとめて還付（事業主の保険料引落口座もしくは組合員の給付金口座に振込）いたします。（産前産後期間も、一旦通常の保険料を徴収いたします）

・免除を受けるには、当組合への届出が必要になります。（届出書は、この冊子の２頁をコピーしていただくか、組合までご連絡ください。組合ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞにも掲載いたします。）

千葉県歯科医師国民健康保険組合

TEL　043-246-0876・241-6474